



生活習慣病予防健診を受診していない従業員様の

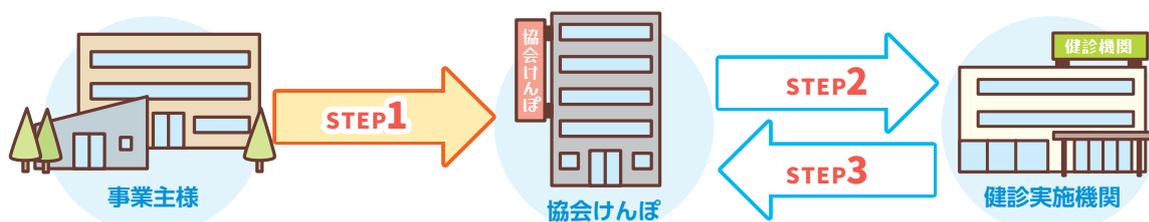
事業者健診（定期健診）結果の提供にご協力をお願いします

事業者健診結果の提供について詳しくはこちら



提供の流れ

対象者 40歳～74歳の被保険者（生活習慣病予防健診の受診者は除く）



STEP 1

事業主様から提供依頼書をご提出ください

提供依頼書は協会けんぽホームページからダウンロードをお願いします。

協会けんぽ愛知 提供依頼書 検索

提供依頼書はこちら



STEP 2

健診結果の提供依頼

協会けんぽから健診実施機関に依頼します

STEP 3

提供依頼書にご記入いただいた健診機関から協会けんぽへ健診結果が提供されます（事業主様の手続きはありません。）

※委託先（東京ソフトビジネス株式会社）からご連絡させていただくことがあります。

健診実施機関から健診結果票が提供されない場合は、後日、ご連絡させていただきますので、①と②を協会けんぽへ郵送にてご提出をお願いします。

① 健診結果の写し ② 補足問診票

提供のメリット

●従業員様がマイナポータル上で健診結果を確認できます。

健診結果を経年的に把握することで、疾病や重症化を防ぐことにつながります。

●健康サポート（特定保健指導）が受けられます。

健康サポート（特定保健指導）の対象になられた場合は、無料でご利用できます。

●医療情報の共有化で質の良い医療が受けられます。

マイナ保険証を使って受診すると、健診情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）



事業主様が健診結果データを被保険者へ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律第 27 条」「健康保険法第 150 条」により、義務付けられています。

（事業主様が健診結果データを提供しても、「個人情報の保護に関する法律」において、事業主様が責任を問われることはありません）

医療機関や薬局での受診の際には

マイナ保険証で受診しましょう

マイナ保険証を
使って受診
すると



健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師等もそれらの情報に基づいた診療が行えます。
(本人が同意した場合のみ)

マイナ保険証の
特設サイトは
こちら



✓ マイナ保険証を利用することができない方について

資格
確認
書

新たに採用した従業員やそのご家族が協会けんぽに加入する時、「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。マイナ保険証を利用することができない方は、医療機関等に受診する際にご利用ください。

医療機関等受診時の使い方 医療機関等へ提示

有効期限 最大5年間

入手方法 資格取得届や扶養異動届の
資格確認書発行要否欄に

✓ チェックをされた方に発行します。

チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちではない方には資格取得届等の処理日から30~50日後に発行します。



✓ 健康保険証等の返却について

健康保険証または資格確認書を使用いただけるのは退職日までです。従業員が退職される場合、退職時に速やかに健康保険証や資格確認書を回収してください。

資格喪失後に健康保険証または資格確認書を使用された場合、後日協会けんぽが負担した医療費（7割もしくは8割）をお返しいただくことになります。

種類	健康保険証  プラスチック製 (青色)	資格確認書  プラスチック製 (黄色)	資格情報の お知らせ  紙製
返却について	資格喪失届に添付して日本年金機構へ提出してください。 (ご家族分も一緒に提出してください)		返却は 不要です。

高齢受給者証の負担割合が現在3割となっている方へ

昨年の収入が
一定の基準を
下回る場合は

一部負担金の割合が

2割
になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

協会けんぽ 高齢受給者証 検索

制度の詳細や
申請方法は
こちら



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

申請書の提出は郵送を
ご利用ください。
郵便番号と
宛名のみでOK!

052-856-1490 (代表)

受付時間 8:30~17:15 土・日・祝日・
年末年始を除く